

奈義町英語教育指導員派遣実施支援業務プロポーザル実施要項

1 業務の目的

奈義町では長年に渡り子育て支援に取り組み、2019年合計特殊出生率2.95を記録したことにより全国的にも子育て支援の町としての認知度が高まり子育て世代を中心に転入者が増加し、人口の社会増を達成しているところある。

そのような子育て支援施策に取り組む一方で、教育についても今度さらに力を入れ、子育てと教育の町として、奈義町に住んで良かったと言われるまちづくりを継続して推進していく必要がある。

奈義町まち・ひと・しごと総合戦略においては「魅力ある教育の充実」を掲げ、コミュニケーション能力向上の中でグローバル教育と郷土教育を両立して実施していくこと、国際感覚を身に付けるため、外国の方との交流の機会を設けることや英会話やその他の外国語を楽しむような仕組みを構築することとしており、既存の特色ある教育として演劇的手法を活用してのコミュニケーション教育を実施しているところあるが、今後このコミュニケーション教育の範囲を広げ英語を使用してのコミュニケーション能力を向上させていくことを町の施策として取り組むことを検討しているところである。

本プロポーザルは、前述の英語教育を実施していくためのALT派遣等を実施する事業者を選定するためのものであり、十分な実力を持ったALTを派遣でき、かつ町財政においても負担を軽減しながら事業実施をすることができる総合的な提案力を持った事業者を全国公募型のプロポーザルにより選定するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名：奈義町英語教育指導員派遣実施支援業務
- (2) 履行期限：契約締結日から令和6年3月31日（日）
- (3) 留意事項：本プロポーザルにおいては契約候補者を選定するものではあるが、プロポーザル審査実施日までに議会からの予算承認を得ていない場合には、予算承認以降に契約に向けた手続きを行うこととなることを提案者は予め承諾すること

3 提案条件

- (1) ALT派遣元国はフィリピンとすること
- (2) 派遣先はこども園、小学校及び中学校とする。
- (3) 令和6年4月1日から英語教育の開始ができること
- (4) 提案者がALTの派遣に必要な住まいなどの生活上の手配及び派遣後のALTの指導、病気等の対応などの一切を行うこと。また奈義町には鉄道などがないなど奈義町の地理的条件などを把握した上で派遣者の生活に支障の生じない対応を取ること。

4 提案事項

- (1) 当事業の同種業務の過去実績
- (2) 本業務における執行体制：当事業を実施するための提案者の体制図とそれぞれの人員の能力、資格及び、当事業遂行のために求められる能力を証明または説明する書類
- (3) 提案者が派遣する ALT の能力を担保する資料
- (4) 英語教育の成果を評価するための方法についての提案
- (5) 当事業を実施する費用の費用低減等についての提案
- (6) 提案を実現するために提案者が奈義町に求める業務及び、その際の提案者の業務範囲の明確な説明書
- (7) その他、奈義町の英語教育・国際交流に資する提案
- (8) 見積書：初年度の事業実施に必要となる事項をすべて記載すること、また 2 年日以降の費用について必要なる費用に変更がある場合には 2 年日以降の見積書についても提出すること
- (9) ALT の居住地と通勤方法
- (10) ALT の所属

5 参加資格等

本プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後、契約締結日までの間において、次のいずれかの要件を欠くこととなった者に対して、本プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号(第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当しないこと。
- (2) 管理技術者が所属又は代表する法人を本業務の受託者とすること。
- (3) 公募開始日から契約締結日まで、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年度法律第 154 号）第 17 条 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にない者であること。
- (5) 応募する社の役員及び技術者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、奈義町個人情報保護条例（平成 17 年 6 月 14 日条例第 7 号）及び奈義町個人情報保護条例施行規則（平成 17 年 6 月 14 日規則第 7 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止に努めること。

- (7) 受託者は、受託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用することは出来ない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (8) フィリピンからの ALT を日本に招聘して英語教育を実施した実績を有すること。

6 業務実施上の条件

- (1) 業務の打合せ回数は初月2回以上とし、各月原則1回以上とする。第1回及び成果品納入時の打合せには、業務責任者が出席するものとする。
- (2) 業務の各段階における承認については、町担当課に承認依頼を提出し、承認を得ること。
- (3) 検討に必要な資料は、特段の事情がない限り、貸与又は閲覧できる。
- (4) プロポーザル審査は提案者から提出のあった企画書を審査対象とするが、必要に応じて奈義町から聞き取りを実施する場合がある。

7 スケジュール

| NO. | 項目 | 期 日 | 備 考 |
|-----|---------------|-------------------|------------------------|
| 1 | プロポーザル実施要領の公表 | 令和5年10月11日 (水) | |
| 2 | 参加表明書の提出期限 | 令和5年10月18日(水) | PDF(押印付き)をメールで提出 |
| 3 | 質問期限 | 令和5年10月18日(水) | メールで質問書を提出 |
| 4 | 回答期限 | 令和5年10月20日(金) | HPで回答公開 |
| 5 | 企画提案書等の提出期限 | 令和5年10月25日(水) | 郵送又は持参(必着) |
| 7 | 審査結果通知 | 令和5年10月下旬 | 審査合格者のみにメールで採択結果を通知する。 |
| 8 | 選定業者との協議 | 令和5年10月下旬 | |
| 9 | 契約書の締結 | 令和5年11月上旬 | |
| 10 | 事業実施期間 | 契約書締結日から令和7年3月末日 | |

8 書類の提出方法

(1) 提出期限

以下のとおり

(2) 提出先

〒708-1392

岡山県勝田郡奈義町豊沢 306 番地 1

奈義町役場 情報企画課 花房

電話番号：0868-36-4126

メール：kikaku@town.nagi.lg.jp

(3) 提出書類

| NO. | 書 類 | 様 式 | 提出部数 | 備 考 |
|-----|--------------|------|------|------------------------------|
| 1 | 参加表明書 | 様式 1 | 1 部 | 提出期限：令和 5 年 10 月 18 日 (水) |
| 2 | 会社等概要書 | 様式 2 | 5 部 | 提出期限：令和 5 年 10 月 25 日 (水) |
| 3 | 提案者の同種業務実績 | 様式 3 | 5 部 | 〃 |
| 4 | 本業務における執行体制 | 様式 4 | 5 部 | 〃 |
| 5 | 業務の工程計画 | 様式 5 | 5 部 | 〃 |
| 6 | 企画提案書 | 任意様式 | 5 部 | 〃 |
| 7 | 参考見積書及び積算内訳書 | 任意様式 | 5 部 | 〃 |

(4) 提出方法

①様式 1

参加表明書については、押印したものを PDF で情報企画課宛にメールで提出すること。

②その他書類

提出部数を確認し、情報企画課まで郵送又は持参すること。

郵送の場合は、10月25日(水)17時を必着とし、郵送した旨をメールで報告すること。

9 質問及び回答

質問の方法及び回答は次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質問がある場合は、質問の要旨を簡潔にまとめ、下記の期限までに質問書（word で作成）を電子メールで提出すること。様式は任意とする。

・質問書提出期限：令和 5 年 10 月 18 日（水） 15 時まで

(2) 回答の方法

質問の内容及び回答については、全社からの質問をとりまとめ、下記の期限までに HP で公開する。なお、質問の回答は、実施要領の加筆及び修正とみなすものとする。

なお、提案型プロポーザルの趣旨に鑑み、提案内容についての質問や相談、審査の優劣に関すると思われる質問については受け付けない。

10 審査評価基準

本プロポーザルにおける評価基準は次のとおりとする。

| NO. | 項目 | 割合 |
|-----|------------|----|
| 1 | 業務理解度・取組意欲 | 10 |
| 2 | 実施体制・連絡体制 | 20 |
| 3 | 知見・ノウハウ・実績 | 30 |
| 4 | 実行力 | 20 |
| 5 | 費用 | 20 |

11 契約手続き

最も優れた提案者と認められた委託候補者と契約の交渉を行う。ただし、契約締結までの間に、国又は地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けるなど、参加要件を満たさないと認められた場合、次点者を契約の交渉、見積書の徴収の相手方とするものとする。なお契約手続きは奈義町議会の当事業に対する予算承認が下りてから実施する。

審査の結果、候補者に適すると認められる事業者がない場合には契約を行わない。

(1) 契約書の作成

契約書は、奈義町で作成するものを使用することとするが、奈義町からの要請に応じて、受託者は資料の作成を行う。

(2) 契約の締結

町が作成した契約書に異議なき場合は、受託者は速やかに契約書に押印しなければならない。

(3) 再委託

町と協議のうえ、必要と認められる場合は、再委託を認める。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の方法により本町の職員及び本町の関係者にプロポーザルに関する援助を求めた場合。
- (2) 各書類の提出方法及び提出期限がこの要領の定めに適合しない場合。
- (3) 奈義町から聞き取りに応じない場合。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

(5) 虚偽の内容が記載されている場合。

13 その他

- (1) プロポーザルは書類及び聞き取り（リモート面談を含む）とする。
- (2) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (4) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、プロポーザル参加資格を無効とする。
- (5) 提出書類等は公開しない。また審査内容についても一切公開しない。ただし、採用された提案については、公表することがある。
- (6) 電子メール等の通信事故については、奈義町はいかなる責任も負わない。
- (7) 参加表明後やむを得ない事情で審査を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

14 問い合わせ先

奈義町役場 情報企画課 花房

〒708-1392 岡山県勝田郡奈義町豊沢 306 番地 1

電話番号：0868-36-4126

メール：kikaku@town.nagi.lg.jp